

## 訳注 『四庫全書総目提要』 「毛詩指説」 訳注

著者	重野 宏一
雑誌名	筑波中国文化論叢
号	36
ページ	59-78
発行年	2017-10-01
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2241/00150731">http://hdl.handle.net/2241/00150731</a>

# 『四庫全書総目提要』「毛詩指説」訳注

重野 宏一

## 凡例

一、 本稿は文淵閣『四庫全書総目提要』巻十五、経部十五「詩類一」に著録されている「毛詩指説」（唐・成伯璵撰）の訳注である。

一、 訳注の体裁は「原文」「校勘」「訓読」「現代語訳」「注」から成る。本文は筆者の判断で【一】〜【二】に分段して訳出した。

一、 本文の底本には、乾隆六十年（一七九五）、阮元が浙江学政であったとき、杭州西湖の文瀾閣に収められた武英殿版『総目提要』に拠って重刻したとされる『欽定四庫全書総目』二百巻首四巻、いわゆる「浙本」（『四庫全書総目』王伯祥断句、北京中華書局影印、一九六五年六月、第一版、一九八七年七月、第四次印刷）を用い、以下五点の提要と校合を行った。

① 『文淵閣四庫全書』著録本のはじめに附された提要、いわ

ゆる「書前提要」（台湾商務印書館影印、一九八三年七月）。

② 『文淵閣四庫全書』に附された武英殿刻本『欽定四庫全書総目』、いわゆる「殿版」（台湾商務印書館影印、一九八三年七月）。

③ 同治七年（一八六八）、浙江刻本を重刻した広東書局重刊本、いわゆる「粵本」（『欽定四庫全書総目』台北芸文印書館影印、一九六九年三月、第三版を使用。なお、原田種成編『訓点本四庫提要』経部二、書・詩類、汲古書院、一九八二年一月も同版を影印したものである）。

④ 『文淵閣四庫全書』の書前提要（『文淵閣本』）。これは、きんいんくわつ金毓黻（一八八七〜一九六二）が奉天図書館の副館長であったとき、瀋陽の文淵閣の書前提要を抄校・集成し、一九三五年に遼海書社より出版したもの。本稿ではこれをさらに影印した『金毓黻手定本文淵閣四庫全書提要』上（『中国公共図書館古籍文献珍本匯刊・史部』、中華全国図書館文献縮微復製中心編、

一九九九年十一月)を用いた。

⑤『文津閣四庫全書』の書前提要(「文津閣本」)。これには熱河の避暑山荘に置かれた文津閣の書前提要を集成して影印を行った『文津閣四庫全書提要匯編』経部(四庫全書出版工作委員会編、北京商務印書館影印、二〇〇六年一月)を用いた。

さらに、近年出版された『提要』の最も新しいテキストである、魏小虎編撰『四庫全書総目彙訂』(上海古籍出版社、二〇一二年十二月)も併せて参照した。

一、原文に見られる俗字・異体字・欠筆などはすべて正字体に改め、それらについては校勘において特に注記していない。但し、別字の場合は、煩を避けず一々注記することとした。また避諱字のある場合は、原文・訓読ではそのまま残し、現代語訳においては正しく示し、その旨を注で明記した。なお、擡頭・平出については、いずれも反映させていない。

一、注における引用書名・篇名などについては、基本的に初出の場合は正名を記し、再出以後は誤解のないと思われる範囲で適宜省略したものである。

一、『毛詩指説』のテキストは、一般的に「通志堂経解本」を用いるのが通例であるが、この本には空格が多く、文意が通じ難い箇所が見える。したがって、本稿では「四庫全書本」を底本とし、通志堂本とに大きな異同がある際にはその旨を注記した。

一、本訳注の先行研究としては、すでに江口尚純氏が「四庫提要詩類選訳⑥ 毛詩指説一卷」(『詩経研究』第二十号、一九九六年二月)としてまとめておられる。本稿を成すにあたり、江口氏の研究から多大なる恩恵を受けたことを、ここに記しておく。

毛詩指説一卷〔兩江總督採進本〕

【一】唐成伯瓊撰。伯瓊爵里無考。書凡四篇。一曰興述、明先王陳詩觀風之旨、孔子刪詩正雅之由。二曰解說、先釋詩義、而風雅頌次之、周南又次之、詁傳序又次之、篇章又次之、后妃又次之、終以鵲巢騶虞。大略即舉周南一篇、櫟括論列、引申以及其餘。三曰傳受、備詳齊魯毛韓四家授受世次、及後儒訓釋源流。

四曰文體、凡三百篇中、句法之長短、篇章之多寡、措辭之異同、用字之體例、皆臚舉而詳之、頗似劉氏文心雕龍之體。蓋說經之餘論也。然定詩序首句爲子夏所傳、其下爲毛萇所續、實伯璵此書發其端。則決別疑似、於說詩亦深有功矣。

〔校勘〕

①毛詩指說一卷 書前提要、文溯閣本、文津閣本は、上句に「臣」等謹案」とある。

②南 書前提要、文津閣本は、この字無し。

③終以 書前提要、文溯閣本、文津閣本は、「終」字の下に「之」字有り。

④及 文津閣本は、「與」に作る。

〔訓読〕

唐の成伯璵の撰。伯璵の爵里は考ふる無し。書凡て四篇。一に曰はく興述、先王詩を陳べ風を觀る旨、孔子詩を刪り雅を正す由を明らかにす。二に曰はく解説、先づ詩義を釈し、而して風・雅・頌之に次ぎ、周南又た之に次ぎ、詁・伝・序又た之に次ぎ、篇章又た之に次ぎ、后妃又た之に次ぎ、終はるに鵲巢・

騶虞を以てす。大略は即ち周南の一篇を挙げ、櫛括論列し、引申して以て其の余りに及ぶ。三に曰はく伝授、備さに齊・魯・毛・韓の四家の授受世次、及び後儒の訓釈の源流を詳らかにす。四に曰はく文体、凡て三百篇中、句法の長短、篇章の多寡、措辭の異同、用字の体例、皆な臚舉して之を詳びらかにすること、頗る劉氏の文心雕龍の体に似たり。蓋し說經の余論ならん。然れども詩序の首句を定めて子夏の伝ふる所と爲し、其の下を毛萇の続く所と爲すは、実に伯璵の此の書其の端を發す。則ち疑似を決別し、詩を説くに於いても亦た深く功有り。

〔現代語訳〕

唐の成伯璵の撰。伯璵の官爵や郷里などの経歴は詳しくわかっていない。この書はあわせて四篇から成る。まず第一篇を「興述」といい、これは、いにしへの聖王が各国より集めた詩を並べさせ、それによつて民間の風俗を觀察したことの意図と、孔子が（三千余首あつた）『詩』を取捨して選定し直し、乱れた雅や頌の音楽を（あるべき姿に）正したことの理由を明らかにしたものである。第二篇を「解説」といい、まずはじめに「詩」の語義を解釈し、つづいて風・雅・頌のこと、周南のこと、詁・伝・序のこと、篇

と章のこと、后妃のことを論じ、最後に（召南の）「鵲巢」と「騶虞」の取りあげている。そのあらまは「周南」の一篇を取りあげ、その説を一つ一つ並べて論じながら誤りを正し、これを広く引き伸ばしてほかの問題にも波及させたものである。第三篇を「伝授」といい、齊・魯・毛・韓の四家の伝授における前後関係と、後世の儒者による解釈の源流をくわしく述べたものである。第四篇を「文体」といい、全体として『詩』三百篇中における、句法の長短、篇章の多寡、措辞の異同、用字の体例について、いずれも事例を列挙しつつ、くわしく説き及んでいるさまは、きわめて劉氏の『文心雕龍』の体裁に類似している。おそらくこの篇は説経の際の余論なのであろう。しかしながら、詩序の首句を子夏の伝えたものと定義し、その下句を毛萇の続編であると断じた議論は、まさに伯璵のこの書によって端を発したものである。そうであるからには、（この書が）詩序の疑念に対して決別したことは、『詩』を解釈するうえにおいても、やはり深く功績があったとみるべきである。

〔注〕

（一） 毛詩指説一卷 『毛詩指説』のテキストは、きわめて少

なく、『提要』も後述するように、古くは南宋の熊克と沈必豫が共に刊行した、乾道八年（一一七二）跋の記年を附す南宋版を嚆矢とする。しかしながら、この本は伝世しておらず、現在通行しているのは清の納蘭性徳（一六五五—一六八五）による「通志堂経解本」（康熙十五年—一六七六）自跋刊）である。このテキストは、巻末に熊克の跋を附していることから、これが南宋版の流れを汲むことは明らかである。そこで納蘭性徳が実際に使用したテキストは何であったのかといえば、彼の師である、徐乾学（一六三一—一六九四）の旧蔵本を用いたと考えられる。ところが、徐氏蔵の宋元版目録である『伝是楼宋元本書目』には『指説』の書名は見出せず、一般蔵書目録たる『伝是楼書目』（経部・詩）に「毛詩指説 唐成伯璵 一本〔抄本〕」とみえることから、徐氏所蔵の『指説』は南宋版の影写本の類であった可能性が高い。したがって、納蘭性徳は南宋版自体を底本としたわけではないと考えられるのである。また『指説』には、通志堂経解本を底本とした、わが明和五年刊の和刻本もある。これは木村孔恭（兼葭堂）校訂による兼葭堂刊本であり、版式はおおむね通志堂経解本に依拠

し、関世美の「毛詩指説序」、熊克の元跋、岡元鳳の「跋」を附す。本文・注文には訓点を附し、適宜送り仮名を施し、また頭注には校訂者による八箇所在校勘を加えている。しかしながら、兼葭堂版はいわゆる私刊の類であり、その伝本はきわめて稀である。

以上の『指説』および兼葭堂版に関する書誌学研究については、水田紀久「兼葭堂版『毛詩指説』」(『文芸論叢』第六号、一九七六年三月、のちに『近世日本漢文学史論考』汲古書院、一九八七年一月、所収)に詳しい。

(二) 兩江總督採進本 『四庫全書』の底本として採用されたテキストは、おおむね以下の六種を数える。

- ① 勅撰本(清初より乾隆時までの間に勅令によって編纂されたもの)
- ② 内府蔵本(宮中所蔵の御覽に供するためのもの)
- ③ 永楽大典本(『永楽大典』より散佚書を輯佚したもの)
- ④ 各省採進本(各地の総督や巡撫等に命じて民間より徵発もしくは購入したもの)
- ⑤ 私人進献本(天一閣のごとく、地方の名だたる蔵書家より借用の形で提供させたもの)

⑥ 通行本(巷間に流布する一般のもの)

ここでいう「兩江總督」は、清の地方長官の官職であり、江南・江西の二省(のちに江蘇・安徽・江西三省)の軍政と民政両方を統括した。採進された『指説』は、吳慰祖校訂『四庫採進書目』(北京商務印書館、一九六〇年)兩江第一次書目に、「毛詩指説(一卷)唐成伯瓊著 一本」と確認することが出来る。これによりこのテキストが鈔本の類ではなく版本であったことが窺い知れる。また『提要』には、「此の本末に克の跋有り。蓋し即ち宋本従り伝刻せるならん」とあり、実際に四庫全書本には熊克の跋を存していることから、これが南宋版系統のテキストであったことはまず疑いない。

(三) 成伯瓊 『提要』も述べるように、生卒年をはじめ、その経歴はほとんど詳らかでないが、歴代の諸文献には断片的ではあるものの少しく記載がみえている。以下、判明していることを列挙する。

まず名については、「璵」と「瑜」の二通りに作る史料がある。前者は、『提要』のほかに、『新唐書』芸文志(詩類「毛詩指説一卷、又断章二卷」条)、『崇文總目』(詩類

「毛詩指説一卷」、「毛詩断章二卷」条)、『通志』(芸文略第一、経類第一、書「尚書断章十三卷」、同、詩「毛詩指説一卷」、同、礼記「礼記外伝四卷」条)、『郡齋讀書志』(卷一上、「礼記外伝四卷」条)、『玉海』(芸文、詩「唐毛詩指説」、三礼「唐礼記外伝」条)、『宋史』芸文志(詩類「毛詩指説統論一卷、又毛詩断章二卷」条)、『文献通考』経籍考六(経詩「毛詩指説」、「毛詩断章」条)、『経義考』(詩六「成氏毛詩断章」、礼記三「成氏礼記外伝」条)、『玉函山房輯佚書』(「礼記外伝」条)などであり、後者については、通志堂経解本『指説』およびその熊克の跋(四庫全書本では、本文を「璵」に作るもの、熊克の跋のみ「瑜」に作る)、『全唐文』(卷四百二「経義考」)である。このようにみると、宋代の史料を中心として「璵」に作るものが多数を占めていることがわかる。

次に年代については、『全唐文』(卷四百二)にのみ「開元時人」とあり、開元年間(七一三〜七四一)の人物とするが、これが何にもとづくものなのかは詳らかでない。

続いて籍貫は、『経義考』(「成氏礼記外伝」条)に引く『中興館閣書目』には、「禮記外傳四卷、中山成伯璵撰」

とあり、唐の中山(現在の河北省定州市)の人とする。南宋・衛湜『礼記集説』の「集説名氏」にも、同じく「唐山成氏伯璵」とみえる。また『中興館閣書目』には続けて「吳郡張幼倫注、四門博士劉素明序」とあり、両者は恐らく成伯璵と年代が近い人物なのであろうが、やはりその経歴は詳らかではない。なお、『輯佚書』と、やや時代が降つて、関文瑛『通志堂経解提要』(卷二)にも同様の記載がみえるが、これらはいずれも『経義考』に拠つたものと考えられる。

最後に著作であるが、成伯璵には『毛詩指説』のほかに、『尚書断章』十三卷、『毛詩断章』二卷、『礼記外伝』四卷が諸目録に著録されている。しかし現在では『指説』を除き、いずれも散佚しており、『外伝』のみ『輯佚書』に収められている。なお、『全唐文』卷四百二には「経義考」と題し、短文ながら成伯璵の詩序論を載せるが、これは「解説第二」とほぼ同様のものである。

なお、成伯璵に関する先行研究としては、江口尚純「唐代詩経学術史考略」(『中国古典研究』第三十五号、一九九〇年十二月)、塩出雅「唐代後期の詩経学——施士句と成

伯輿『毛詩指説』——」(武庫川女子大学文学部五十周年記念論文集、一九九九年十一月)があり、本稿執筆においても多くの裨益を受けた。

- (四) 先王陳詩觀風之旨 いにしえの聖王は、五年に一度各国を巡視し、樂人の長たる大師に命じて、その地方の詩歌を集めて並べさせ、それによって民間の風俗を観察した。『礼記』王制篇に、「天子五年一巡守。歳二月、東巡守至于岱宗、柴而望祀山川、觀諸侯、問百年者、就見之。命大師陳詩、以觀民風、命市納賈、以觀民之所好惡。志淫好辟。(天子は五年に一たび巡守す。歳の二月、東に巡守して岱宗に至り、柴やきて山川を望祀し、諸侯を觀し、百年の者を問ひ、就きて之を見る。大師に命じて詩を陳べしめ、以て民風を觀、市に命じて賈を納れしめ、以て民の好惡をする所を觀る。志淫すれば好み辟たり)」とあり、その鄭注に、「陳詩、謂采其詩而視之。(陳詩は、其の詩を采りて之を視るを謂ふ)」とある。
- (五) 孔子刪詩正雅之由 孔子が本来三千余篇から成る『詩』を筆削・編纂し、現在の三百十一篇に定めたとする、いわゆる「孔子刪詩説」は、『史記』卷四十七「孔子世家」に、

古者詩三千餘篇、及至孔子、去其重、取可施於禮義。上采契后稷、中述殷周之盛、至幽厲之缺、始於衽席。故曰、關雎之亂以爲風始。鹿鳴爲小雅始、文王爲大雅始、清廟爲頌始。三百五篇、孔子皆弦歌之、以求合韶武雅頌之音。禮樂自此可得而述、以備王道、成六藝。

(古者は詩三千余篇あり、孔子に至るに及び、其の重なりしを去て、礼義に施すべきを取る。上は契・后稷より采り、中ごろは殷・周の盛んなるを述べ、幽・厲の欠に至り、衽席に始まる。故に曰はく、関雎の乱は以て風の始めと爲し、鹿鳴は小雅の始めと爲し、文王は大雅の始めと爲し、清廟は頌の始めと爲す、と。三百五篇あり、孔子皆な之を弦歌し、以て韶・武・雅・頌の音に合ふを求む。礼樂此れ自り得て述ぶべし、以て王道を備へ、六芸を成す)

とみえるのが始まりとされる。さらに、これに関連して『論語』子罕篇にも次のような記事がみえる。

子曰、吾自衛反於魯、然後樂正、雅頌各得其所。

(子曰はく、吾れ衛自り魯に反り、然る後に樂正しく、雅・頌各おの其の所を得たり、と)



こうした孔子と『詩』との関係は、その具体性などに対し、特に北宋以後、歐陽脩あたりの経学者たちに端を発して論争が繰り広げられるものの（「孔子世家」本条の『史記会注考証』などを参照）、一般には広く支持されていた学説であった。この問題について成伯璵は、以上にあげた孔子世家や子罕篇を引用したうえで、「夫四國所陳、臣下所獻、出自百家、辭生鄙俚、豈能盡善。若不刊正、無裨國風。（夫れ四國陳ぶる所、臣下獻ずる所、出づること百家自りし、辭は鄙俚を生じ、豈に能く善を尽くさんや。若し刊正せざれば、國風を裨おぎなふ無し）」と述べ、孔子刪詩説を支持している。

(六) 先釋詩義……終以鵲巢騶虞 成伯璵の『詩』に対する見解の大半は「解説第二」に多く占められている。したがって、この篇は他篇にくらべて分量も多く、以下のごとく全体が十四段によって構成されている。

- ① 詩とは何か
- ② 各国風の配列
- ③ 雅・頌と正変の別
- ④ 魯頌について

- ⑤ 四始説について
  - ⑥ 六義について
  - ⑦ 周地と聖賢との関係
  - ⑧ 詁・訓・伝・注
  - ⑨ 大小序の作者
  - ⑩ 篇と什
  - ⑪ 関雎が冒頭に置かれた理由
  - ⑫ 后妃について
  - ⑬ 関雎と麟之趾
  - ⑭ 鵲巢と騶虞
- ここで取りあげられたものなかには、すでに鄭玄や孔穎達らによって説かれた内容も多いことから、成伯璵も基本的にそれらの説を敷衍している。しかしながら、彼独自の見解もあり、たとえば、⑤四始説に関しては次のように述べている。
- 詩者有四始。始者正詩也。謂之正始。周召二南、國風之正始。鹿鳴菁菁者莪爲小雅之正始、文王在上至卷阿爲大雅之正始、清廟至般爲頌之正始。此詩陳聖人之德、爲功用之極。修之則興、廢之則衰。正由此始也。

(詩なる者に四始有り。始めなる者は正詩なり。之を正始と謂ふ。周・召二南は、国風の正始なり。鹿鳴・菁菁者莪を小雅の正始と為し、文王在上より卷阿に至るまでを大雅の正始と為し、清廟より般に至るまでを頌の正始と為す。此の詩 聖人の徳を陳べて、功用の極と為す。之を修むれば則ち興り、之を廢すれば則ち衰ふ。正に此れ由り始まるなり)

「四始」とは、関雎の序にみえる語であるが、それによれば、風・小雅・大雅・頌を指すとしている。したがって、四始とは以上の四者の分類上の用語のようにも考えられるし、あるいは『詩』全体を指す言葉とも受け取れる。また、先に引いた『史記』孔子世家では、それぞれ首篇を指すものだとしている。これに対して成伯璵は、四始は全体を指すものでも、あるいは首篇を指すものでもなく、いわゆる正風・正小雅・正大雅・正頌に含まれる詩篇を指すものだとしている。この見解は従来まったく説かれなかつたものであり、ここに「正風正雅與頌、聖人之詩。哀時念亂(通志堂本四字空格)、爲變風。(正風・正雅と頌とは、聖人の詩なり。時を哀れみ乱を念ふ

を変風と為す)」「(解説第二)」と述べる、彼の主張の一貫性が見受けられるのである。また⑨大小序の作者について、彼の『詩』論のなかでも最も特色のあるものである。これについては、注(一一)であらためて検討を加える。

(七)

櫟括 「櫟括」、「隱括」に同じ。曲がった木を抑えて真っ直ぐに矯正する道具。矯め木。転じて、欠点や不備を矯正することをいう。『荀子』性悪篇に、「故枸木必将待櫟括烝矯然後直、鈍金必将待礪厲然後利。(故に枸木は必將<sup>かなら</sup>ず櫟括・烝矯を待ちて然る後に直く、鈍金は必將<sup>かなら</sup>ず礪厲を待ちて然る後に利し)」とあり、楊倞注に「櫟括、正曲木之木也。(櫟括は、曲木の木を正すなり)」とある。

(八)

論列 物事の是非を一つ一つ並べて論ずる。『荀子』王霸篇に、「相者、論列百官之長、要百事之聽、以飾朝廷臣下百吏之分、度其功勞、論其慶賞、歲終奉其成功、以效於君、當則可、不當則廢。(相なる者は、百官の長を論列し、百事の聽を要<sup>す</sup>べ、以て朝廷の臣下百吏の分を飾<sup>ととの</sup>へ、其の功勞を度り、其の慶賞を論じ、歳の終はりに其の成功を奉じ、以て君に效し、当たれば則ち可とされ、当た

らざれば則ち廢さる」とある。

(九) 備詳齊魯毛韓四家授受世次、及後儒訓釋源流 「伝授第三」は、『提要』も述べるように、大きく前後二段に分かたれる。まず前段は、『史記』、『漢書』、『後漢書』の各儒林伝をふまえつつ、齊詩ら四家による『詩』の伝授の歴史を述べたものである。また後段は、王肅をはじめとした六朝期以降の諸注釈に関する一種の目録であり、これは『隋書』経籍志などに類似している。ここでは後段を取りあげて検討を加える(以下、本文のみで自注は省略する)。

魏太常王肅、又述毛公義、而駁鄭氏之非。晉孫毓爲詩評十卷、論毛鄭王三家異同。宋徵士周續之及雷次宗、並作詩序義、江熙謝沈、各注二十卷。陸璣作草木疏二卷、亦論蟲魚鳥獸。然土物所生、耳目不及、相承迷悟、明體乖殊、十得六七而已。崔靈恩撰諸家集注二十四卷、沈重及徐爰作音義。梁武帝作詩大義四十卷。鄭玄又述詩意、兼國風土地氏族、作詩譜一卷。近代纂(通志堂本空格)集諸家、互興理致、淺薄者恐非警策之要、不復遍舉也。又有解題一卷。

(魏の太常王肅、又た毛公の義を述べて、鄭氏の非を駁

す。晋の孫毓は詩評十卷を爲り、毛・鄭・王三家の異同を論ず。宋の徵士周續之及び雷次宗、並びに詩序義を作り、江熙・謝沈、各おの注二十卷あり。陸璣は草木疏二卷を作り、亦た虫・魚・鳥・獸を論ず。然れども土物生ずる所、耳目及ばず、相ひ迷悟を承け、体を明らかにするも乖殊すること、十に六七を得たるのみ。崔靈恩は諸家集注二十四卷を撰し、沈重及び徐爰は音義を作る。梁の武帝は詩大義四十卷を作る。鄭玄又た詩意を述べ、國風の土地・氏族を兼ね、詩譜一卷を作る。近代の纂集せる諸家、互ひに理致を興し、淺薄なる者恐らくは警策の要に非ず、復た遍ねく挙げざるなり。又た解題一卷有り) 以上の諸本の配列は、必ずしも年代順に依るわけではなく、その取捨の基準も一定していないように見受けられる。またどちらかといえば南朝系の学者の著作が多く、その内容も王肅をはじめとした伝箋批判の書を中心に取りあげられている印象を受ける。そうであるとすれば、成伯璵は、『正義』成立以後、不動の地位を占めていた伝箋の説に対し、必ずしも満足していなかったことを示唆するものであろう。また、最後に「又た解題一卷有り」とあることから、

成伯璵には別に『解題』と称する以上のごとき一書があつたということになる。

(二〇) 凡三百篇中……頗似劉氏文心雕龍之體 『提要』も述べるように、「文体第四」は、四つの論から成り、全体を五段に分けることができる。まず冒頭の段では、

虞書曰、工以納言、時而颺之。此君臣相戒、歌詩之漸也。

詩發於言、言系乎辭、裁成曲度、謂之文章。引而伸之、以成歌詠。歌有折衷、音有清濁、音律相諧、卽樂之用也。

(虞書に曰はく、工以て言を納れ、時ただしくして之を颺げよ、と。此れ君臣相ひ戒むるは、歌詩の漸なり。詩は言より発し、言は辭に系かり、裁ちて曲度を成す、之を文章と謂ふ。引きて之を伸ばし、以て歌詠を成す。歌に折衷有り、音に清濁有り、音律相ひ諧ふは、即ち樂の用なり)

といい、詩歌において最も重要なのは音律が互いに調和することであるとする。

続いて、第一の「句法の長短」については、次のように述べる。

發一字、未足舒懷。至於二音、殆成句矣。頌中有肇禋二

字是也。三言成句、夜未央、綏萬邦、思無邪、振鷺終篇是也。四言成句、其類滋多。五言成句者、誰謂雀無角是也。六言成句者、昔者先王受命、有如召公之句。七言成句、如彼築室於道謀、不敢效我友自逸、我生之初尚無造是也。八言成句、十月蟋蟀入我床下是也。不至九字十言者、聲長氣緩、難合雅章。

(一字を發するは、未だ舒懷するに足らず。二音に至りて、殆んど句を成す。頌中に肇・禋(周頌「維清」)の二字有るは是れなり。三言もて句を成すは、夜未央なかばならず(小雅「庭燎」)、万邦を綏んず(周頌「桓」)、思ひ邪無し(魯頌「駟」)、振鷺の終篇是れなり。四言もて句を成すは、其の類滋ます多し。五言もて句を成すは、誰か謂ふや雀に角無しと(召南「行露」)是れなり。六言もて句を成すは、昔者先王命を受く、召公の如き有り(大雅「召旻」)の句なり。七言もて句を成すは、彼の室を築くを道に謀るが如し(小雅「小旻」)、敢へて我が友の自ら逸するに效はず(小雅「十月之交」)、我が生の初め、尚はくは造なす無けん(王風「兔爰」)是れなり。八言もて句を成すは、十月蟋蟀我が床下に入る(豳風「七

月レ是れなり。九字・十言に至らざるは、声長く気緩やかにして、雅章を合し難し。

この段は、『詩』における一句の字数のパターンをそれぞれ用例を伴って取りあげている。ここでは次の二点に注意したい。一つは、七言にあげられている「十月之交」の「不敢效我友自逸」が、現行『詩』では「我レ不敢效我友自逸」の八字に作っていることである。これが成伯璵の誤脱によるものなのか、あるいは当時そのような異本が存在していたのか不明である。いま一つは、「兔爰」の「我生之初尚無造」であるが、ふつうこの句は「我生之初、尚無造」と断句されており、これを一句として考えるならば、あるいは詩の読み方そのものに関わる問題を含んでいるのかもしれない。

次の段では、「篇章の多寡」と「措辞の異同」について述べる。

文篇之大小、依章之多少。或一章爲五篇、烈祖玄鳥是也。或二章爲一篇、騶虞渭陽是也。多不過正月之詩。又桑柔十六章是也。句之内少者、芣苢止レ（通志堂本空格）於二句耳。多者載芟之詩三十一句、閟宮三十八句、不過於是

也。或重章共述一事、採蘋是也。或一事而有數章、甘棠之詩是也。又首章同而未異者、東山之詩是也。首章異而未同者、漢廣之詩是也。

（文篇の大小は、章の多少に依る。或いは一章を五篇と爲す、烈祖・玄鳥是れなり。或いは二章を一篇と爲す、騶虞・渭陽是れなり。多くは正月の詩に過ぎず。又た桑柔の十六章是れなり。句の内少は、芣苢の二句に止まるのみ。多くは載芟の詩の三十一句、閟宮の三十八句、是れに過ぎざるなり。或いは章を重ねて一事を共述するは、採蘋是れなり。或いは一事にして數章有るは、甘棠の詩是れなり。又た首章同くして末異なる者は、東山の詩是れなり。首章異にして末同じき者は、漢広の詩是れなり）前半は、一章に対して篇数の大小と句数が詩によってさまざまであることを述べる。後半では、幽風「東山」と周南「漢広」を例として、『詩』には、歌い出しは同じであるが結びが異なるもの、それとは逆に、歌い出しは異なるが結びが同じであるものが存在することを指摘する。

第三の「用字の体例」については、『詩』において使用されている語助を用例とともに列挙している。ここでは初

めの一例をあげる。

及乎辭餘語助者、詩書同有之。已焉哉、謂之何哉、慨(通志堂本空格)之深也。俟我於庭乎而、充耳以青乎而。而加乎而二字爲助者、悔之深也。

(辭余の語助に及ぶ者、詩・書同じく之れ有り。已・焉・哉は、之を何哉と謂ひ、慨の深きなり。我を庭に俟つ、充耳青を以てす(齊風「著」)。而加・乎而の二字を助と爲すは、悔の深きなり)

また最後には「詩韻乖者、隔室(通志堂本二字空格)聽音、同於遠響、不甚切也。(詩韻乖く者、室を隔てて音を聴くこと、遠響に同じく、甚だしくは切ならざるなり)」と結んでいる。これは冒頭の「音律相ひ階ふ」に対応するものである。

最後の一段ではこの篇全体の総論として、次のように述べる。

詩人之才有短長。言之直者、取辭達而已矣。事之長者、歌之難盡、不思章句之繁。此皆詩之體。泊乎六國、喪亂弘多、哀傷深寄於騷文、怨刺不關於上國。前代尚質、大約辭皆平淡、意極淳樸(通志堂本「大約辭皆平淡」以下

作「辭豔意極乎裏言皆抱僕」)。後來英彦、各擅文章、致遠直尚於輕浮、鉤深曲歸於美麗。蓋餘勇可賈、逸氣難收。分鑣猶昧於漢初、雜體發揮於魏始。於是有辭有詠、爲引爲行、悲憤成(通志堂本作「則」)謠、長吟(通志堂本作「吟退」)效古。寓言感興、卽事陳情。今古不同、未知其極。斯則變中之變也。雖無美刺之目、並屬詩家之流、故備論之耳。

(詩人の才に短長有り。言の直なる者は、辞を取りて達するのみ。事の長なる者は、之を歌ふも尽くし難く、章句の繁を思はず。此れ皆な詩の体なり。六国に泊および、喪亂はなはだ多く、哀傷は深く騷文に寄せ、怨刺は上国に關はらず。前代は質を尚び、大約辭おおよそは皆な平淡にして、意は極めて淳樸なり。後來の英彦、各おの文章を擅にし、致遠は直だ輕浮を尚び、鉤深は美麗に曲歸す。蓋し余勇賈ふべく、逸氣收め難し。分鑣ぶんひょうは猶ほ漢初に味く、雜體は魏始に發揮す。是に於いて辭有り詠有り、引と爲し行と爲し、悲憤して謠を成し、長吟して古に效ふ。言を寓して興を感じ、事に即して情を陳ぶ。今古同じからず、未だ其の極まるを知らず。斯れ則ち變中の変なり。美刺

の目無しと雖も、並びに詩家の流に属す、故に備に之を論ずるのみ)

詩人の才は短長さまざまである。感情を素直に表現する者は、適切な言葉を選んで伝達することができるが、一方で内容を重視する者は、章句が繁雑となり、なかなか尽くし難い。しかしながら、いずれも詩の自然な姿なのであり、それこそが『詩』に収められた詩なのである、という。さらに以下、『詩』と後世の詩との相違や詩体の変遷についても述べている。

(一一) 然定詩序首句爲子夏所傳……於說詩亦深有功矣 詩序の作者については、すでに唐代において諸説紛々の様相を呈しているものの(『提要』詩類「詩序」を参照)、『毛詩正義』をはじめ、基本的に大序・小序は、いずれも子夏の作であるとするのが大勢であった。これに対して成伯璵は以下のような新説を提示している。

序者、緒也。如繭絲之有緒、申其述作之意也。亦與義同。今學者以爲大序皆是子夏所作、未能無惑。如關雎之序、首尾相結、冠束二南。故昭明太子亦云大序是子夏全制、編入文什。其餘衆篇之小序、子夏唯裁初句耳、至也字而

止。葛覃、后妃之本也。鴻鴈、美宣王也。如此之類是也。

其下皆是大毛自以詩中之意、而繫其辭也。(解説第二)

(序は、緒なり。繭絲の緒有るが如く、其の述作の意を申ぶるなり。亦た義と同じ。今の学者以て大序は皆な是れ子夏の作る所と為すは、未だ能く惑ふ無きこと能はず。関雎の序の如き、首尾相結し、二南を冠束す。故に昭明太子も亦た大序は是れ子夏の全制と云ひ、文什に編入せり。其の余の衆篇の小序は、子夏唯だ初句を裁するのみにして、也の字に至りて止む。葛覃は、后妃の本なり。鴻鴈は、宣王を美むるなり。此の類の如き是れなり。其の下は皆な是れ大毛自ら詩中の意を以てし、而して其の辞を繋ぐるなり)

すなわち、大序は子夏の作であるが、小序は首句と続句とに分けられ、首句は子夏の作、続句は毛萇の作であると断じたのである。さらに成伯璵はその根拠として次の二点をあげている。まず一つは、

毛公作傳之日、漢興已亡其六篇。但據亡篇之小序、惟有一句。毛既不見詩體。無由得措其辭也。(同上)

(毛公 伝を作りし日、漢興りて已に其の六篇を亡ぼす。

但だ亡篇の小序に抛れば、惟だ一句有るのみ。毛既に詩  
体を見ずして、由りて其の辞を措くを得る無きなり)

といい、逸詩である小雅「南陔」以下の六詩の小序が、い  
ずれも初句のみであることを問題とし、その理由として、  
毛萇の時代にはすでに詩の本文が失われていたために、序を  
続けることができなかつたからであるとする。いま一つは、

又高子は戦國時人、在子夏之後。當子夏之世、祭皆有尸。  
靈星之尸、子夏無爲取引。一句之下、多是毛公所加、非  
子夏明矣。(同上)

(又た高子は是れ戦国の時の人にして、子夏の後に在り。  
子夏の世に当たり、祭りには皆な尸有り。靈星の尸、子  
夏為に取りて引く無し。一句の下、多くは是れ毛公の加  
ふる所にして、子夏に非ざること明らかなり)

といい、これは周頌「絲衣」の序に、「絲衣、繹賓尸也。  
高子曰、靈星之尸也。(絲衣は、繹して尸を賓するなり。  
高子曰はく、靈星の尸なり、と)」とあることを取りあげ  
たものであり、序にみえる「高子」(『孟子』告子下にみえ、  
孟子と議論した)が、子夏と時代を異にするため引用は不  
可能であると指摘したものである。もつとも、絲衣篇の序

に対する疑念は、すでに鄭玄が「答張逸云、高子之言、非  
毛公。後人著之。(張逸に答へて云ふ、高子の言、毛公に  
非ず。後人之を著す)」(『正義』絲衣疏所引『鄭志』)と述  
べており、後人か毛公かの別はあるものの、成伯璵がこの  
説を念頭に置いていたと考えて相違なかるう。いずれにし  
ても、まさに『提要』が「然則惟取序首、伯璵已先言之、  
不自轍創矣。(然らば則ち惟だ序の首めを取るは、伯璵已  
に先に之を言ひ、轍自ら創まらざるなり)」(詩類、蘇轍「詩  
集伝」というように、詩序を明確に首句と続句とに分け  
たのは成伯璵が先駆であり、この説は宋代以降に大きな影  
響を及ぼしていくのである)。

【二】伯璵尚有毛詩斷章二卷、見崇文總目。稱其取春秋斷章之義、鈔  
取詩語、彙而出之。蓋即李石詩如例之類。宋熊克嘗與毘陵沈必豫、  
欲合二書刻之、而斷章一書、竟求之不獲。乃先刻指說。此本末有  
克跋、蓋即從宋本傳刻也。克嘗著中興小歷。別見史部編年類中。  
其刻此書時、方分教於京口。故跋稱刻之泮林云。



〔校勘〕

- ①鈔 書前提要、殿版、文津閣本は、「抄」に作る。
- ②歴 殿版、文溯閣本は、「紀」に作る。
- ③於 文溯閣本は、「于」に作る。
- ④故跋稱刻之泮林云 文津閣本は、「之」字の下に「於」字有り。またこの句の後に、書前提要は、「乾隆四十六年三月恭校上」、文溯閣本は、「乾隆四十七年十月恭校上」、文津閣本は、「乾隆四十九年三月恭校上」と結ぶ。

〔訓読〕

伯璵に尚ほ毛詩断章二卷有り、崇文総目に見ゆ。其の春秋断章の義を取り、詩の語を鈔取し、彙めて之を出だすと称す。蓋し即ち李石の詩如例の類ならん。宋の熊克嘗て毘陵の沈必豫と、二書を合して之を刻せんと欲せしも、而るに断章の一書は、竟に之を求むるも獲ず。乃ち先づ指説を刻す。此の本末に克の跋有り、蓋し即ち宋本従り伝刻せるならん。克嘗て中興小歴を著す。別に史部の編年類中に見ゆ。其の此の書を刻せし時、方に京口に分教す。故に跋に之を泮林に刻すと称すと云ふ。

〔現代語訳〕

伯璵には、さらに『毛詩断章』二卷の著作があり、これは『崇文総目』にみえている。それによれば「本書は『春秋』における断章取義を取りあげたものであり、『詩』中の語句を抜き書きし、それらを集めて出版したものである」と述べている。(そのことから)おそらく李石の『詩如例』に類似した書なのであろう。宋の熊克は毘陵の沈必豫とともに、この二書を合わせて刊行しようと試みたことがあったが、『断章』の一書は、ついに求めることではかなわなかった。そこでやむなく、まず『指説』を刊行したのである。このテキスト(四庫全書採進本)は末尾に熊克の跋文を存することから、おそらくは宋本にもとづいて繰り返し刊行されたもののなかの一本なのであろう。熊克はかつて『中興小歴』を著しており、その『提要』は別に史部の編年類中に見える。熊克が『指説』を刊行したときは、折しも京口(現在の江蘇省鎮江市)で分校勤務の立場として教育に従事していた頃であった。それゆえに跋文には、「この書を泮林において刊行した」と述べた次第なのである。

〔注〕

(一) 見崇文總目……鈔取詩語彙而出之 『崇文總目』卷一

「詩類」に、「唐成伯瓊撰。大抵取春秋賦詩斷章之義、鈔取詩語、彙而出之。(唐の成伯瓊の撰。大抵は春秋の賦詩斷章の義を取り、詩の語を鈔取し、彙めて之を出す)」とみえる。また、『玉海』卷三十八、芸文、詩「毛詩斷章二卷」の注にも、「取春秋賦詩斷章之義、鈔取詩語彙而出之。凡百門、序云貞元十年撰。(春秋の賦詩斷章の義を取り、詩の語彙を鈔して之を出す。凡て百門、序に貞元十年の撰と云ふ)」とあり、『斷章』がもと百門から成っていたことがわかる。なお、ここでいう「春秋賦詩斷章之義」とは、『春秋』には『詩』の一章一句を自身の都合の良いように抜き出して用いられること(いわゆる「斷章取義」)が散見していることを意味する。これは、『春秋左氏伝』襄公二十八年、經「冬、齊慶封來奔」条の伝に、「余獨焉辟之。賦詩斷章。余取所求焉。惡讒宗。(余れ独り焉ぞ之を辟けん。詩を賦するに章を斷つ。余れ求むる所を取らんとす。惡ぞ宗を讒らん)」とみえる語であり、杜預は「言己苟欲有求於慶氏、不能復顧禮。譬如賦詩者取其一章而已。(言

ふところは己れ苟も慶氏に求め有らんと欲するも、復た礼を顧みる能はず。譬へば詩を賦する者其の一章を取るが如きのみ)」と注している。

(二) 李石 北宋・徽宗・大觀二年(一一〇八)〜南宋・孝宗

・淳熙八年(一一八二)。字は知幾、方舟と号す。資州磐石(現在の四川資中)の人。紹興二十一年(一一五一)の進士。成都戸曹參軍、召されて太学録となる。紹興二十九年(一一五九)には、同郷でもある趙遼の推薦によって太学博士となったが、のちに成都学官に罷免された。その後、知黎州などを歴任し、淳熙二年(一一七五)には、成都府路転運判官に任じられた。淳熙八年、成都に卒す。著作には『方舟易学』二卷(経部七、易類存目一)のほか、『方舟集』七十卷(卷一百五十九、集部十二、別集類)があるが、これは現在では散佚しており、現行本は『永樂大典』より輯佚した二十四卷本である。

(三) 詩如例 一卷。李石の撰。『提要』卷三十、経部三十「春

秋類存目一」に『左氏君子例』一卷、『詩補遺』一卷とともに著録する。『提要』では佚書として扱われているが、『方舟集』卷二十一〜二十三に「左氏詩如例」として収められ

ている。その内容について『提要』は、「又以左傳引詩、不皆與今說詩者同、因取所載一篇一句、悉哀集而闡論之、以蘄合於斷章取義之旨。凡一百六十八條、名曰詩如例。(又た左伝に詩を引くに、皆な今の詩を説く者と同じからざるを以て、因りて載する所の一篇一句を取り、悉く哀集して之を闡論し、以て断章取義の旨を蘄合す。凡て一百六十八条、名づけて詩如例と曰ふ)」という。

(四) 宋熊克嘗與毘陵沈必豫……乃先刻指説 熊克(南宋・高宗・紹興二年(一一三二)〜寧宗・嘉泰四年(一二〇四)、字は子復。建寧建陽(現在の福建省建寧県)の人。高宗の紹興二十七年(一一五七)の進士。幼くして才高く、学問を好み文章を嗜み、また博覧強記として知られた。進士及第後、紹興府諸暨県の知県となり善政を敷いた。のちに文章と書法の才が孝宗に認められ、起居郎および直学士院に任じられた。淳熙十一年(一一八四)、知台州に任じられたが、これを辞して祠官を請い、以後は著述に没頭した。著作には、『九朝通略』一百六十八卷、『中興小歴』四十一卷、『鎮江志』十卷、『京口詩集』十卷、『館学喜雪唱和詩』二卷(以上『宋史』芸文志による)、『官制新典』十卷、『四

六類稿』三十卷(以上、『書録解題』による)などがある。伝は『宋史』卷四四五「文苑七」に立てられている。

沈必豫(生卒年未詳)、字は子順、毘陵(現在の江蘇省常州市)の人。史書には立伝されておらず、その経歴は詳らかでないが、『江南通志』卷一百二十「選舉志」には、紹興年間(一一三一〜一一六一)の進士として名がみえ、やはり毘陵と同じく武進の人であるとす。また『景定嚴州統志』卷三には、嚴州(現在の浙江省建德市)の州学教授(隆興二年(一一六四)六月初三日到任)の任にあつたとの記載がみえる。なお熊克との関連については、『書録解題』卷三、孝経類「御注孝経一卷」に、「乾道中、蔡洸知鎮江。以其本授教授沈必豫熊克、使刻石學宮。(乾道中、蔡洸鎮江に知たり。其の本を以て教授沈必豫・熊克に授け、学宮に刻石せしむ)」との記載がある。

ここでいう『指説』刊行の経緯は、熊克の跋に、唐成伯瑜有毛詩指説一卷断章二卷。載於本志。崇文總目謂、指説略叙作詩大旨、及師承次第、断章大抵取春秋賦詩断章之義、擷詩語、彙而出之。克先世藏書、偶存指説。會分教京口、一日同官毘陵沈必豫子順見之、欲更訪断章

合爲一帙。蓋久而未獲、乃先刊指説於泮林、庶與四方好古之士共焉。乾道壬辰三月十九日、建安熊克記。

(唐の成伯瑜に毛詩指説一卷・断章二卷有り。本志に載す。崇文総目に謂へらく、指説は略ぼ作詩の主旨、及び師承の次第を叙し、断章は大抵春秋の賦詩断章の義を取り、詩の語を擷み、彙めて之を出だす、と。克が先世の藏書、偶たま指説を存す。会たま京口に分教せしとき、一日 同官毘陵の沈必豫子順之を見、更に断章を訪ね、合して一帙と為さんと欲す。蓋し久くして未だ獲ず、乃ち先づ指説を泮林に刊し、庶はくは四方の好古の士と共さん。乾道壬辰三月十九日、建安の熊克記す)

と詳細に述べられており、これによれば、『指説』はもと熊家代々の藏書中のものであった。のちに京口で分教していた頃、同僚の沈必豫の薦めもあり、『断章』と併せて刊行を計画していたが、『断章』は訪書の甲斐も空しく得られなかったため、まず『指説』のみを刊行したということになる。

(五) 中興小歴 四十一卷(現行本は四十卷)。熊克の撰。もとは『中興小歴』といったが、清代において高宗の諱を避

けて『中興小歴』、『中興小紀』に改められる。本書の特徴としては、南宋の高宗一朝の史事を編年体によって記しており、陳振孫は「克之爲書、往往疏略多牴牾、不稱良史。(克の書爲るや、往往疏略にして牴牾多く、良史と称せず)」(『書録解題』巻四「編年類」)と酷評するが、熊克は典故に精通していたため、南宋初期の典章制度が多く引用されている。また、それらのなかには現在伝わらない史料も含まれていることから、大いに参考に値する。『提要』巻四十七、史部三「編年類」に著録する。原本は早くに散佚し、四庫全書本をはじめ、これまで現行本としてきたものは、いずれも『永樂大典』からの輯佚本であったが、近年『皇朝中興紀事本末』七十六卷(上・下冊、北京図書館出版社、二〇〇五年三月)として、原史料に近い雍正九年(一七三二)の鈔本が出版された。

(六) 分教 分校教官として学生を指導する。中唐・韓愈「鄭十校理を送る序」に、「愈爲博士也、始事相公於祭酒。分教東都生也、事相公於東太學。(愈博士爲りしとき、始めて相公に祭酒に事ふ。東都の生に分教せしとき、相公に東太学に事ふ)」とあり、同じく「河南の張員外を祭る文」

に、「分教東生、君掾雍首。（東生に分教せしとき、君は雍に掾として首たり）」とある。 借りし、謹んで哀悼の意を表します。

（筑波大学大学院人文社会科学研究所博士課程）

(七) 泮林 ここである「泮林」は、宋代、湖南の長沙にあった州学をさす。南宋・王炎「張総領に上る」(『双溪類稿』卷十六)には、「分教泮林、嘗藉計臺之庇、攝丞支郡。」(泮林に分教せしとき、嘗て計台の庇を藉り、支郡に攝丞す)とあり、同じく「林待制奏議の序」(同、卷二十四)に、「淳熙癸卯秋、三山林公帥長沙、時某承乏泮林。(淳熙癸卯の秋、三山の林公長沙に帥たり、時に某れ泮林を承乏す)」とある。

本稿を成すにあたり、本学名誉教授向嶋成美先生には拙稿に対する懇切丁寧なご批評を賜りました。この場をお借りして、特に記して感謝申し上げます。

〔追記〕

入稿後の去る十月、これまで本誌について、たび重なるご指導を賜ってきた向嶋先生が逝去されました。本号の完成をお見せできなかつたことは誠に残念でなりません。あらためてこの場をお